

## 生駒市樹林地バンク制度に関する要綱

### (目的)

第1条 生駒市緑の基本計画に掲げる“花と緑と自然の先端都市・生駒”の実現に向け、樹林地の所有者と樹林保全活動グループを繋ぎ、樹林保全活動グループによる樹林（木本植物が密に生えている植物群落又は竹林をいう。以下同じ。）の保全を進め、もって市内の優良な樹林を次世代に引き継ぐことを目的とする。

### (内容)

第2条 貸してもよい又は手入れを希望する樹林地の所有者と、樹林の保全、育成、管理等に関心のある市民団体、企業、自治会、学校等（以下「樹林保全活動グループ」という。）が樹林地バンクに登録し、市が仲介の役割をすることにより、双方が協議の上協定書を締結する。

2 樹林保全活動グループは、前項の協定書に基づき樹林保全活動を行う。

### (登録要件)

第3条 登録の対象となる樹林地は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 市内の市街化区域内にある樹林地（市の所有に係るものを除く。）であること。
- (2) 樹林地の所有者等の同意を得られていること。

2 登録の対象となる樹林保全活動グループは、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) この要綱の目的に即した樹林保全活動を行うグループであること。
- (2) 組織として規約等の定めのあること。
- (3) 活動の目的及び内容が非営利であること。
- (4) 5人以上の構成員がいること。

### (登録の申請等)

第4条 登録を希望する樹林地の所有者又は樹林保全活動グループは、樹林地（樹林保全活動グループ）登録申請書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添え、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、必要な調査を行い、登録の可否を決定し、樹林地（樹林保全活動グループ）登録通知書（様式第2号）又は樹林地（樹林保全活動グループ）不登録通知書（様式第3号）により速やかに申請を行った者に通知するものとする。

### (登録の継続及び内容変更)

第5条 登録内容の有効期限は登録日から1年間とする。

2 登録を受けた樹林地（以下「登録樹林地」という。）の所有者及び登録を受けた樹林保全活動グループ（以下「登録グループ」という。）は、継続して登録を希望するときは、樹林地（樹

林保全活動グループ) 登録継続申請書(様式第4号)により当該有効期限の満了の日の1月前までに市長に申請しなければならない。

- 3 登録樹林地の所有者及び登録グループは、申請の内容に変更があったときは、樹林地(樹林保全活動グループ) 登録変更申請書(様式第5号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(協定書の締結)

第6条 市長は、この要綱の目的を達成するために必要な範囲内で、登録樹林地及び登録グループの情報を提供するものとする。

- 2 登録樹林地の所有者及び登録グループは、協定書を締結したときは、速やかに市長に当該協定書の写しを提出しなければならない。

(自然生態アドバイザーの派遣等)

第7条 市長は、登録グループに対して、樹林保全活動に関する情報を提供することができる。

- 2 市長は、登録樹林地の所有者及び登録グループが協定書を締結した樹林地に、自然生態アドバイザーを派遣することができる。
- 3 前項の規定による自然生態アドバイザーの派遣を希望するときは、登録樹林地の所有者及び登録グループは、双方協議の上で自然生態アドバイザー派遣申請書(様式第6号)により市長に申請しなければならない。

(登録の解除)

第8条 登録樹林地の所有者及び登録グループは、登録を解除しようとするときは、登録の解除申出書(様式第7号)により市長に提出しなければならない。

(登録の抹消)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録樹林地及び登録グループの登録を抹消することができる。

- (1) 登録の解除申出書の提出があったとき。
- (2) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (3) 登録樹林地にあつては、第6条第2項の規定による協定書の写しの提出があったとき。

- 2 市長は、前項の規定により登録を抹消したときは、登録抹消通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(施行の細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。